

広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「広島県・今治市 国家戦略特別区域」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

広島県又は今治市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、広島県内及び今治市内における外国人による創業活動を促進する。【平成28年7月より実施】

(2) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

(国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

① 株式会社OTTA（広島県広島市中区、平成26年10月24日設立）

② 株式会社ビー・エス（広島県廿日市市、平成27年10月16日設立）

③ うずの鼻コミュニケーションズ株式会社（愛媛県今治市、平成26年4月14日設立）

④ 株式会社わか（愛媛県今治市、平成30年6月12日設立）

(3) 名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる事業者等が、広島県内及び今治市内において実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手

続を大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。

① 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ 【平成 28 年 9 月より実施】

② ルーチェサーチ株式会社 【平成 28 年 9 月より実施】

(4) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第 24 条の 3 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、広島県、広島市及び愛媛県が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、広島県、広島市及び今治市においては、1月から2週間に短縮する。【直ちに実施】

(5) 名称：道の駅設置者民間拡大事業

内容：道の駅の設置者に係る特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

民間事業者が、今治市から、同市が設置者である道の駅の施設の提供を受けて、道の駅 3 箇所（今治市吉海町、伯方町及び上浦町）の新たな設置者となり、そのノウハウ・資金を最大限活用したりリニューアル等の取組により、道の駅の魅力とサービスの更なる向上を図る。【平成 29 年 4 月より実施】

(6) 名称：獣医師の養成に係る大学設置事業

内容：獣医学部の新設に係る認可の基準の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

学校法人加計学園が、獣医学部の設置の認可を受けた上で、愛媛県今治市において、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的需要に対応するための獣医学部を新設する。【平成 30 年 4 月開設】

(7) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

広島県が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。【令和元年 12 月より実施予定】

(対象)

広島県内投資促進助成要綱に定める事業のうち、以下に掲げるいずれかの事業
を利用している企業

- ① 先端・成長産業集積助成事業
- ② 先端・成長研究開発集積助成事業
- ③ 企業人材転入助成事業
- ④ 研究開発機能拠点化助成事業

(8) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団
体等が、それぞれの公道を活用したオープンカフェや各種イベントの開催等
により、MICEの推進及び観光振興等を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①の区
域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条第 3 号の施設等とする。(事
業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの
措置を併せて講ずる。)

- ① 福山駅前開発株式会社
 - ・福山駅箕沖幹線 (別紙 1)

【令和 3 年 1 月以降に実施】

(9) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業

内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から
一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した一
定の要件を満たす外国人留学生については、卒業後の就職活動の延長のため
の在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、外国人留学生の日本
企業への就職を促進する。

- ① 広島県全域【直ちに実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、グローバル人材等の高度人材やビッグデータの活用等を通じ
たイノベーションの創出が促されることを通じて、広島県及び今治市における産業の国

際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ、新規創業や第二創業を促進するため、広島市内において、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用し、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成28年10月に設置】

- i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）
- ii) 設置場所：広島商工会議所ビル
- iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・ 弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
 - ・ 弁護士等による個別訪問指導
 - ・ 相談員による電話相談、窓口相談等の対応
 - ・ セミナーの開催等

(2) 事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業支援者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「広島県スタートアップ人材マッチング支援センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【直ちに実施】

- i) 実施主体：国及び広島県
- ii) 実施体制：広島県において、潜在的な成長力の高い地域の中小企業等の成長戦略を支えるプロフェッショナル人材の地方への還流を促進する体制である広島県プロフェッショナル人材戦略拠点等と連携の下に実施する。
- iii) 設置場所：広島県庁内
- iv) センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・ 創業者又は創業支援者に使用されることを希望する者とのコンシェルジュによるマッチング及び相談対応
 - ・ 制度や創業者等についての情報提供

(3) 事項：近未来技術の実証実験を促進するための「今治市近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

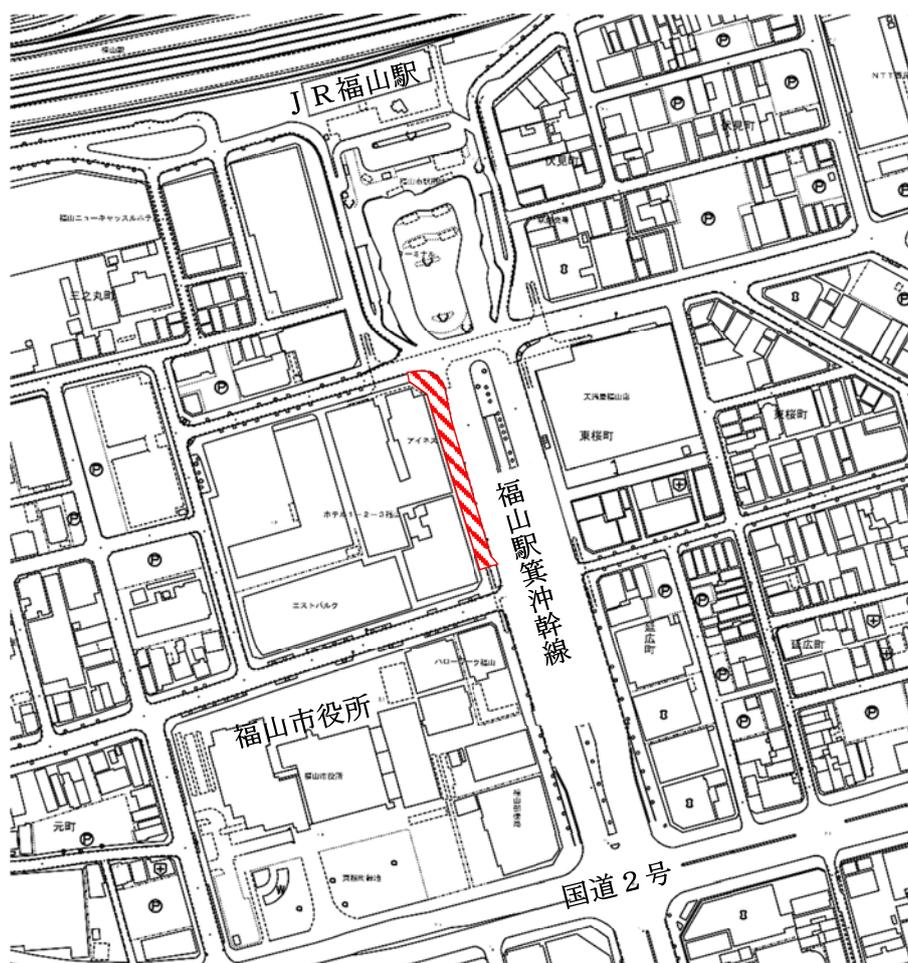
内容：近未来技術であるAI・IoT、自動運転、小型無人機等を活用した実証

実験（以下「実証実験」という。）を促進するため、今治市内において実証実験を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「今治市近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和3年4月に設置予定】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び今治市
- ii) 設置場所：今治市役所（愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応
 - ・関係機関との調整、関係機関への情報提供
 - ・実証実験の場となる土地又は施設の管理者との調整
 - ・実証実験の実施に係る地元関係者との連絡調整
 - ・国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談受付
 - ・その他、実証実験の実施に必要な支援

別紙1 国家戦略道路占用事業の適用区域

福山駅箕沖幹線



【凡例】

 国家戦略道路占用事業を行う区域

0 50m

  N